

エルデニ・ゾーの漢文残碑「大司農保釐朔方記」について

谷口 綾

はじめに

1996年度から1998年度にかけて行なわれた科学研究費補助金・国際学術研究「突厥・ウイグル・モンゴル帝国時代の碑文及び遺蹟に関する歴史学・文献学的調査」（代表：森安孝夫・大阪大学。以下、ピチェース・プロジェクトと略称）により、モンゴル国オボル＝ハンガイ＝アイマクのハルホリン＝ソムに位置するチベット仏教寺院エルデニ・ゾー内には、モンゴル・元朝時代の碑文が多数現存していたことが確認された。

この碑文もそのうちの一つで、1892年にラドロフの『モンゴル古代遺蹟地図』（W. W. Radloff, *Atlas der Alterthümer der Monglei I-IV*, 1892-1899 以下、Atlas と略称）において拓影が公刊され、1897年には李文田の『和林金石録』（以下、『和録』と略称）に収録され、後に羅振玉による校勘が付されている¹。なお、本碑の碑題はAtlas収録時にはすでに欠損しており、「大司農保釐朔方記」の碑題は、李文田が『和録』に移録する際にその内容から付けたものである。（本稿も『和録』にしたがい、本碑を「大司農保釐朔方記」と呼ぶ。）

1998年8月25日に行なわれたエルデニ・ゾー碑文の再調査²では、寺院内に遺存する碑石8点から計11件の碑文が確認され、それぞれ拓本が採取された。この調査により、本碑は同寺院内のゴルバン・ゾー南階段北石柱の建築石材として再利用されていたことが判明し、原碑の所在が明らかとされた。

ゴルバン・ゾーの建材とされた碑石の大部分は、すでにラドロフによって採拓され、李文田によって移録されているが、「大司農保釐朔方記」碑陰に関しては、今日まで言及されないままであった。1998年の調査では、Atlas および『和録』未収録の碑文断片に関する実見調査も行なわれており、新発見となる碑文4件の所在が確認されている。本碑碑陰もその成果の一つであり、本稿に掲載した碑陰の拓本は、このときはじめて採取されたものである。

エルデニ・ゾーおよびその周辺に現存した碑文の多くは、これまでに拓本の採取と釈読がなされ、文献学的研究の基礎資料として公開されている。本碑に関しては、2002年8月に、ピチェース・プロジェクト研究班のメンバーであった中村淳氏（駒沢大学）により、実見調査および碑文テキストの関係者への報告がなされていたが、その内容は未公表のまま現在にいたっている。本稿は、中村氏の調査報告に基づいて本碑の概要を紹介し、新たに検討を加えるものである³。

¹ Atlas, pl. XLII-3, 『和録』 27a-28a、いずれも碑陽のみを収録。カラコルム出土モンゴル・元朝時代の石刻史料に関する調査および研究史については、「カラコルム関係碑文所在状況」（松川 1999, pp.232-233）が詳しく、Atlas と『和録』の対応関係等については、「カラコルム関係碑文官職名・人名総合索引」（松井 1999, pp.234-244）の一覧表を参照。なお、ピチェース・プロジェクトをはじめとする一連の調査によって得られた諸成果のうち、エルデニ・ゾー内で再確認された碑文を本稿ではエルデニ・ゾー碑文と表記している。

² 調査の詳細については、1998年度行動記録の8月24・25日（森安孝夫・オチル 1999, pp.84-86）を参照。

³ 本稿を提出するにあたり、龍谷大学で開催されている「石刻史料を読む会」や日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究B「中国社会へのモンゴル帝国による重層的支配の研究 ― 元朝史科学の新展開をめざして」（代

1. 1998年の調査と碑石の概要

調査場所：モンゴル国オボル=ハンガイ=アイマク=ハラホリン=ソムのエルデニ・ゾー内ゴルバン・ゾー

GPS：東経 102 度 50 分 28 秒、北緯 47 度 12 分 06 秒

調査日時：1998 年 8 月 25 日

調査者：宇野伸浩、中村淳、松川節、松田孝一、村岡倫（1998 年ピチエース・プロジェクト・モンゴル帝国史研究班）

調査方法・作業内容：碑石を欄干より取り外して洗浄した後に、調査者全員で拓本 2 セットを採取。採拓後は現状に復した。碑石の取り外しおよび復元作業は、エルデニ・ゾーの復元担当者による。写真撮影は中村淳、ビデオ撮影は松川節、ポラロイドカメラによる撮影は宇野伸浩が担当した。

碑石の現況⁴：碑石の大きさは、横幅が最上部で 36.0cm、最下部で 30.7cm、長さが 70.0cm、厚さが最上部で 21.0cm、最下部で 20.8cm。オモテ面⁵には題額（篆書）の左部分が残りと、碑石の左右両端には、文字は読み取れないものの残画がみえる。よって、本碑は原碑碑石の上部、中心よりやや左側の部分にあると推測される。碑頭の形式や亀趺の有無は不明。題額の文字の左側には文様が確認できないため、螭首形式ではないと思われる。題額の篆書 2 文字は、はっきりと読み取ることができ、その右隣には、1 文字の残画がみられる。現存する本文の行数については『和録』が記すとおり 9 行だが、その両端には 1 行分ずつ文字の残画が確認できる⁶。

表：村岡倫・龍谷大学）の研究会の場で、世話役の森田憲司氏（奈良大学）をはじめとする方々から、多くのご教示を頂戴した。また、本稿の掲載を快諾していただいた中村淳氏および松田孝一氏（大阪国際大学）にもあわせて謝意を表したい。

⁴ エルデニ・ゾー碑文の調査は、ピチエース・プロジェクト終了後も、モンゴル国の研究機関の協力を得て実施されている。その継続事業となる、平成 17 年度～19 年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）「内陸アジア諸言語資料の解読によるモンゴルの都市発展と交通に関する総合研究」（代表：松田孝一・大阪国際大学）では、2008 年 8 月 12 日、エルデニ・ゾー寺院内にて、同科研のメンバーによる原碑の所在確認が行なわれた。報告者はこの調査に同行する機会を得、碑石を直接確認することができた。本碑を含め、同寺院の建築石材とされていた碑石のうち 10 点を取り外され、ゴルバン・ゾー南側の建物の庭先で保管されていた。2008 年調査当時、本碑は碑陽を上にして置かれ、表面全体に乾燥した砂がうっすらと付着していた。保管場所には屋根がなく、強い陽射しが照り付けていたこともあり、肉眼では文字を判読しづらい状況であった。碑陰は接地していたために表面が黒く湿り、はっきりと文字を確認することができた。碑石のサイズは 1998 年調査の報告どおりで、碑石の形や状態についても特に変わった点はみられなかった。

現在、本碑は、カラコルム都市遺跡群の展示公開・保存修復等を目的に竣工されたハラホリン博物館の収蔵庫に移され、一連の調査で確認されたその他の碑石とともに保管されている。（現在の碑石の所在情報については、松田孝一氏にご教示いただいた。）

⁵ 地面に置かれた碑石の表裏を区別する場合は、碑石の表面を「オモテ面」、その反対側にあたる接地面を「ウラ面」とし、「表面（ひょうめん）」との誤解を避けるためにカタカナを用いて表記している。また、碑文の内容から碑石の表裏を区別する場合は、表面を「碑陽」、裏面を「碑陰」と表記している。

⁶ 以上については、中村氏の報告を参照しつつ、報告者が一部加筆修正した。体裁は森安孝夫・オチル 1999 に基づく。

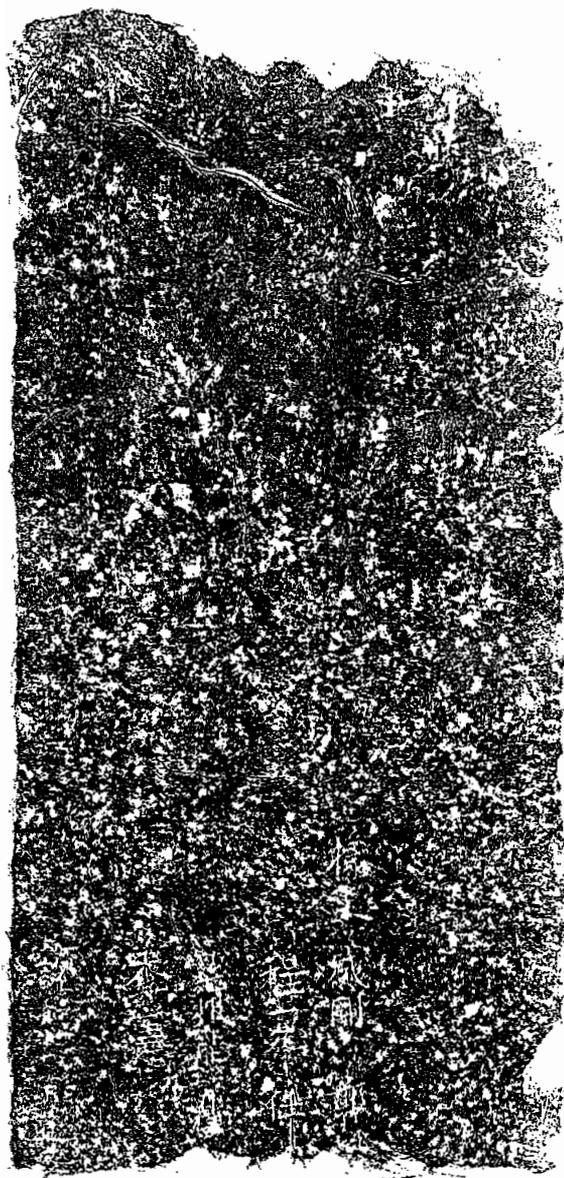
2. 「大司農保釐朔方記」の検討

碑文内容の検討に際しては、以下の凡例に基づくこととする。

- (1) 移録にあたり、Atlas 収録の拓影、『和録』、1998 年の調査で採拓された拓本（以下、それぞれ Atlas 拓影、『和録』、98 年拓本と略称）を使用した。
- (2) 行数については、本碑が断片であるため、現存の行数を示した。
- (3) 異体字（古字、俗字など）は、通用の字体に直して移録し、釈文では網掛けを施して明示した。
- (4) 釈文、句読、訓読、語註、現代日本語訳に際しては、以下のように表記した。
 1. 碑石の破断・磨滅により判読できない文字は □ を用いた。
 2. 碑石の破断により後続の文字を確認できない部分には / を附し、句読、訓読、現代日本語訳では ... で表記した。
 3. 推補可能な文字は □ で囲んで表記し、訓読、現代日本語訳では [] で補った。現存しないが推測できる文字についても同様に表記した。
 4. 語註および現代日本語訳の際に文意を補う場合は [] を用いた。
 5. 『和録』録文との文字の異同等、中村氏の報告に依拠した部分については、【中村報告 2002】と表記した。
- (5) 人名や官職名など、他のカラコルム出土モンゴル・元朝時代の石刻史料との対応関係については、松井 1999 を参照した。

大司農保董朔方記（98年拓本）

碑陰



碑陽



- 07 公迺誠有司、繪板以易之。節用愛人、...
- 08 推化若此者、寔自公始。惜乎、立省以...
- 09 名未著。遍攷前脩、泯不可得。伯述恐...
- 10 而無傳。謹叙同協名氏、刻之於石。嗚...
- 11 □□□□□□□□□□□□□□...

2-3. 訓読

【碑陽】

- 01 □□□□□□□□□□□□□□...
- 02 制、邊將を統馭し、折衝禦侮の風あり。外を威し内を安んじ...
- 03 以て康んず。丙戌秋、光祿大夫・大司農 別□...
- 04 平章政事と為り、躬ら儉約を行ない、朔方を保釐し、□...
- 05 聖誕 元正には、有司は繪綵を歛めて
- 06 九重の飾と為す。風雪色を變ずれば、吏卒は科を重ね、民は「甚だ」□...
- 07 公は迺ち有司を誠め、板に繪して以て之れに易う。用を節し人を愛し、...
- 08 化を推すこと此くの若き者は、寔に公自り始む。惜しいかな、省を立て以て...
- 09 名は未だ著らかならず。遍く前脩を攷え、泯びること得べからざらしむ。伯述恐るらくは、...
- 10 而して傳うる無きことを。謹しんで同協の名氏を叙べ、之れを石に刻む。嗚...
- 11 □□□□□□□□□□□□□□...

2-4. 語註

【碑陽・題額】

- 01 □題：『和録』27aには「額存石記二字篆書」とあり、題額の現存する文字を「石記」の2文字とするが、98年拓本から1行目1列目にも1字あることが確認できる。その残画より「題」と判読した（【中村報告2002】）。

04-05 名記：『和録』は「石記」と判読するが、「石」は「名」の誤読（【中村報告2002】）。

【碑陽・本文】

- 01 この行は『和録』に採録されていない。裁断部分にあたるため判読できないが、98年拓本で文字の形跡を確認することができるため「□」を置いた。
- 02 制：「制」字は1字擡頭される。このほか、すでに【中村報告2002】が指摘するように、5行目「聖誕」が1字擡頭され、「元正」の前には1字空格がある。また、6行目「九重之飾」は改行平出されている（98年拓本参照）。なお、訓読、現代日本語訳では、本碑2行目の「統馭邊將」から3行目の「以康」までを、辺境（嶺北）経営を表わす地の文として解釈したが、「制」字が擡頭されることから、以下に続くこの箇所は制詔の一部であった可能性もある。

折衝禦侮：『詩経』・大雅・文王之什・緜に「虞芮質厥成、文王蹶厥生。予曰有疏附、予曰有先後、予曰有奔奏、予曰有禦侮」とあり、禦侮について毛伝は「武臣折衝曰禦侮」とし、孔穎達の疏は「禦侮者、有武力之臣、能折止敵人之衝突者、是能扞禦侵侮、故曰禦侮也」とする。本碑1行目が裁断されているために、前後の文脈を把握しづらいが、「折衝禦侮之風」は、辺境（嶺北）の将帥を束ね、武勇によって敵の攻撃や侮りを防ぐ武臣の風格を表現しているものと思われる。

内：『和録』は「安」字の次の文字を「内」と読むが、Atlas 拓影、98年拓本では判読し難い。よって、本稿では「内」とした。

- 03 丙戌秋：元代で丙戌年にあたる年次には、至元23年（1286）と至正6年（1346）がある。『和録』は、本碑3行目「別□」、同9行目「伯述」兩名の比定に基づき、丙戌年至正6年と繫年する（『和録』27b）。エルデニ・ゾー碑文の作成時期⁷と本碑「別□」の活躍時期を考慮し、本稿でも『和録』の校勘どおり丙戌年至正6年と判断する。なお、「別□」、「伯述」の兩名については、次註および語註09を参照のこと。

別□：「別」字の下の文字は、Atlas 拓影では確認できず、『和録』も採録していない。98年拓本から文字の形跡を確認できるため、「□」を置いた。

『和録』は「別□」を『元史』巻140に立伝される別兒怯不花（?-1350）にとらえ、本碑3行目の「平章政事」を「嶺北行省平章政事」として、本碑にみえる彼の役職と『元史』宰相表との異同を指摘した（『和録』27b）。『元史』巻140・別兒怯不花伝は、当時の別兒怯不花の動向を以下のように伝えており、

〔至正〕四年、拜中書左丞相。朝廷議選奉使宣撫、使問民疾苦、察吏貪廉、且選習北藩風土及知典故者、俾別兒怯不花周行沙漠、洗冤除弊、不可勝計。又奏發使諭諸王、賜以金衣重寶、使各撫其民、毋踰法制、於是内外震肅。（中略）七年、進右丞相。

至正4年（1344）、中書左丞相に就いた彼は、北方の風土に通じ、典札故実にも熟知した人物として選出され、沙漠（嶺北）を巡って弊害を取り除いたとされる⁸。

⁷ たとえば、エルデニ・ゾー碑文のうち、立石年代が判明しているものには、泰定4年（1327）立石「和寧郡忠愍公廟碑」（Atlas,pl.XLIII-3,4、『和録』18b-21b、松井2007）、至正元年（1341）立石「和林兵馬劉公去思碑」（Atlas,pl.XLVI-1,2、『和録』14b-17b）、至正8年（1348）立石「嶺北省右丞郎中総管収糧記」（Atlas,pl.XLV-1,2、『和録』28a-29b、松川節・松井太1999）があり、碑文の内容から年次を判断できるものを加えても、碑石の作成時期は泰定4年から至正8年にわたる約20年間、14世紀半ばに集中している。

⁸ 別兒怯不花の動向に関して、『元史』別兒怯不花伝と本紀とのあいだには、年次の記載に齟齬がみられる。たとえば、『元史』別兒怯不花伝が中書左丞相に就いた年を至正4年（1344）とする一方、順帝本紀の至正3年12月丁未の条には「別兒怯不花を以て、中書左丞相と為す」とあり、同3年（1343）を中書左丞相に就いた年次とする。『元史』宰相表は、至正3年12月から同6年（1346）までを在職期間としており、本紀にみえる就任時期と一致する。このほか、嶺北地域への巡察についても、両者の記載には1年のずれが生じている。これらの問題に関しては、屠寄が『蒙兀兒史記』のなかで、別兒怯不花は至正3年に中書左丞相となり、同5年

元代では、勅命を受けた高官（奉使）によって諸道の査察が行なわれ、地方の綱紀肅正が図られた（『元史』巻92・百官8・奉使宣撫の条）。大徳3年（1299）にはじめて奉使が派遣されて以降、元一代を通してこの種の査察は計6回実施されている。なかでも、至正5年（1345）10月に実施された奉使宣撫は、派遣領域や奉使の員数が拡張され、最大規模の査察となった。（『元史』巻41・順帝本紀4・至正5年10月辛酉の条）。別兒怯不花伝に「朝廷議して、奉使を選びて宣撫し、民の疾苦を問ひ、吏の貪廉を察せしむ」とあるのは、まさに至正5年の奉使宣撫を指しており、おそらく『和録』は一連の査察と本碑の内容を結びつけて別兒怯不花に比定したものと思われる⁹。

しかし、当時中書左丞相の別兒怯不花が、丙戌年（至正6年・1346）の時点で嶺北行省平章政事であったとは考えにくく¹⁰、彼が嶺北行省の要職に就いたことを示す史料も管見のかぎり見出せない。また、本碑が別兒怯不花の事績を記念したものであるなら、中書左丞相たる身分や、奉使宣撫に関連して嶺北地域の査察にいたる経緯を特筆するほうがより自然であるように思われる。以上のことから、「別□」が別兒怯不花である可能性は低く、『和録』の比定は存疑とせざるをえない（【中村報告2002】も同見解）。

別兒怯不花のほか「別□」として考えられる人物には、以下の2名が挙げられる。一人目は、康里出身の別不花という人物で、阿沙不花（1263-1309）やその弟の亦納脱脱（康里脱脱）（1272-1327）の異母兄弟である和者吉の子にあたる。康里一族の系統を記した黄潛撰「勅賜康里氏先塋碑」には「別不花、嶺北行省平章政事」とみえ、「別」字が一致し、平章政事の在職時期が近似することから、同一人物である可能性を指摘することができる¹¹。もう一

（1345）に嶺北地域に赴いたとして、本紀に依拠して年次を訂正している（『蒙兀兒史記』巻127・別兒怯不花伝）。以上を考慮し、本稿では『蒙兀兒史記』の年次にしたがった。本稿で対象とした時期（至正6年前後）に限ってみても両者の記載には食い違いがみられることから、『元史』別兒怯不花伝の内容は、本紀や『蒙兀兒史記』など他の史料とあわせて検討する必要がある。

⁹ 至正5年（1345）に派遣された奉使の団に別兒怯不花の名前はなく、嶺北地域もまた奉使宣撫の査察地域として明記されていない（『元史』巻41・順帝本紀4・至正5年10月辛酉の条）。ただし、元代の奉使宣撫制度を総合的に考察した李治安2003は、『元史』別兒怯不花伝の記述から、別兒怯不花を至正5年の奉使ととらえ、モンゴル高原に派遣される使臣が、譜代の功労者の子孫で、かつ北方の風土に通じ、典礼故実にも熟知した人物であったとする（李治安2003、p.551）。本稿では、『蒙兀兒史記』別兒怯不花伝、李治安2003をふまえ、別兒怯不花は至正5年の奉使宣撫に関連して嶺北一帯を巡行し、「洗冤除弊」を行なったものと判断する。

¹⁰ 『蒙兀兒史記』の別兒怯不花伝にも、「是に於いて、別兒怯不花、宰執を以て躬ら沙漠を渉る」と記されており、別兒怯不花は中書左丞相の立場で嶺北地域に赴いたとみなすのが妥当であろう。帰朝後は、飢饉に瀕した流民や貧民に対する救済事業に努め、至正7年（1347）正月には中書右丞相へと進んでいる（『元史』巻140・別兒怯不花伝、『蒙兀兒史記』巻127・別兒怯不花伝）。別兒怯不花の滞在期間や帰朝後の動向をとって見ても、丙戌年（至正6年・1346）に嶺北行省平章政事であった可能性は低い。

¹¹ 『金華黄先生文集』巻28・勅賜康里氏先塋碑

忠烈・忠獻兩王異母兄之子孫惟榮、忠武王之子燕不憐・燕八思提・別不花・伯撒里爲最顯。燕不憐卒官遼陽行省平章政事・太保・興國公、贈推誠效節佐運翊亮功臣・太師・開府儀同三司・上柱國、追封興寧王、諡忠襄。燕八思提、大司農。別不花、嶺北行省平章政事。伯撒里、由御史大夫累遷江浙行省左丞相。餘皆至大官、莫得而殫紀也。

（四部叢刊本による）

人は、至正戊子年（至正8年・1348）立石「嶺北省右丞郎中総管収糧記」（以下、「収糧記」と略称）漢文面第7行目にみえる「上相光祿大夫平章政事」で、同碑では軍糧調達を監督した嶺北行省の高官としてその名が挙がる。碑石の磨滅によって以下につづく人名を判読できないが、「収糧記」の内容と立石の年代から本碑の「別□」、あるいは別不花との関係を想定することができる。

ただし、本碑の内容が断片的であり、上記史料からはこれ以上「別□」との接点を確認することができない。本稿では、新たな候補として別不花が挙げられること、そして本碑と「収糧記」との関係を指摘するにとどめておきたい。

04 □：Atlas 拓影では確認できない。『和録』は明記せず。98年拓本では文字の形跡が残るが判別しにくい。

05 聖誕 元正：聖誕は皇帝の誕生日をいい、元代では「天寿聖節」（天寿節、聖誕節、聖節など呼称はさまざま）と呼ばれた。当時は順帝トゴン・テムルの治世にあたり、4月17日に生誕の慶事が催された。元正は正月一日。

皇帝の誕生日や正月一日には、宮廷では慶賀儀礼が執り行なわれ、精進を用いた宴会や芸能など関連催事もあわせて行なわれた。このような慶賀儀礼は至元8年（1271）に制定され、同年8月のクビライの誕生日（8月23日）にはじめて用いられた。皇帝の誕生日を「天寿聖節」と呼ぶのもこのときにはじまる。朝議制定の経緯やその内容については、『元史』巻67・礼楽1・「礼楽志序文」、同「制朝儀始末」、同「元正受朝儀」に詳しく、両日の慶賀儀式に用いる儀礼は同じものとされている。

繪綵：「繪」と「綵」はともに彩られた絹のこと。聖節や年節の装飾に彩絹を用いることは一般的であるが、「繪綵」の語を使用して慶事の飾りつけを伝える表現はあまり例をみない。用例としては、『東京夢華録』巻6・元宵の条に、「自燈山至宣徳門樓横大街、約百余丈、用棘刺圍遶、謂之棘盆。内设両長竿、高数十丈、以繪綵結束、紙糊百戯人物、懸於竿上、風動宛若飛仙。」とあり、元宵の日（1月15日）に、棘盆内の2本の長竿に彩絹を束ねて結びつけ、張子の百伎人形を吊るし懸ける様子が伝えられる。ただし、同書では彩絹を用いて飾りつけることを一般に「結綵」・「結采」と表現しており、宮中や民間の年中行事を伝える諸史料にも「繪綵」の語を用いた記述例は見出せない。

一方、官吏による儀礼費用の不当な徴収はしばしば問題にされたようである。たとえば、『元史』巻10・世祖本紀7・至元16年8月庚寅の条には「以每歳聖誕節及元辰日禮儀費用、皆斂之民、詔天下罷之」とあって、聖誕節と元辰日（元旦）の儀礼費用（錢物）の徴収が禁じられたほか、『元典章』礼部卷1・典章28・礼制1・朝賀・礼儀社直の条にも同様の記述がみられる（「元代の法制」研究班2007、pp.150-154参照）。本碑でも吏卒（小役人）の不当な徴収（吏卒重科）が問題にされており、5～7行目では、聖節や正月の装飾にかかる民間の負担を軽減するために、彩絹を用いる代わりに板に描いて対処したことが記されている。

この碑は、至正8年（1348）に、亦納脱脱（康里脱脱）の第4子で当時大司農であった達世貼睦運（?-1364）の求めによって撰述された経緯をもつことから、別不花は至正8年の時点で嶺北行省平章政事であったことになる。

06 甚□：Atlas 拓影では確認できない。『和録』は明記せず。98 年拓本から「甚」と判断し、その下に文字の形跡を確認できるため「□」を置いた。

07 節用愛人：『和録』は「愛」字の次の文字を「人」とする。Atlas 拓影では確認できなかったが、98 年拓本では、はっきりと読むことができる（【中村報告 2002】）。

なお、「節用愛人」は、『論語』学而篇に「子曰、道千乗之國、敬事而信、節用而愛人、使民以時」とみえ、何晏の集解では「包曰、節用不奢侈、國以民為本、故愛養之」と注される。大國の政治を治めるには、政務を丁寧に行なって〔民に〕信頼をあたえ、費用を節約して民を愛しみ、〔農務を妨げないよう〕時期をはかって民を使役する意。ここでは、慶事に用いる装飾の儉約（公適誠有司繪板以易之）がこの「節用而愛人」の態度にあてはまり、人々の負担が取り除かれたことをふまえているのだろう。

08 以：『和録』は「省」字の次の文字を「以」とする。Atlas 拓影では確認できなかったが、98 年拓本でははっきり読むことができる（【中村報告 2002】）。

09 前脩：「前脩」は『楚辞』離騷に「謇吾法夫前脩兮、非世俗之所服」とみえるほか、同篇に散見される。古注では「前世遠賢」、「前賢」、「前世脩名之人（脩名：立派な名声）」などの注釈が付されており、『楚辞』離騷にみえる「前脩」は、「靈脩」の語と同様に、古い時代の優れた人物を指す語として用いられたものと思われる。本碑では、公（別□）の行ないや態度を称揚して「前脩」の語をあてたのだろう。

伯述：「題名残碑 B」¹²の 1～2 行・第 4 列目に「北行省參知政事李伯述」とある。『和録』は本碑「伯述」をこの「李伯述」とし、本碑に記された年次に基づいて「題名残碑 B」を順帝トゴン・テムル中葉期のものと考えている（『和録』27b）。松井 1999 や『和録』では、「伯述」という表記は本碑と「題名残碑 B」にしか認められないが、碑文の内容からは本碑との接点を見出すことは難しく、二人が同一人物かどうか不明である。以下に、1998 年の調査で採取された拓本に基づく「題名残碑 B」の録文を掲げておく。

題名残碑 B (Atlas, pl. XLIX-2)

行/列	1 列	2 列	3 列	4 列
01	頼		北行省左丞	北行省參知
02	出	政事咬哥	木八刺沙	政事李伯述

¹² Atlas, pl. XLIX-1, 2, 『和録』31b-33a にそれぞれ採録される。Atlas は碑石 2 点の拓影をそれぞれ掲載するが、『和録』はそれらをあわせて 14 行 7 列の碑文断片と判断し、「題名残碑」と表題をつけて移録する。1998 年の調査により、二つの碑石は、ゴルバン・ゾーの中央門階段の北石柱 (Atlas, pl. XLIX-1)、同中央門階段の南石柱 (Atlas, pl. XLIX-2) として再利用されていたことが確認され、拓本が採取されている。碑文の字体や碑石の発現場所もふまえると、『和録』が指摘するとおり、もとは一つの碑石であったと推測される。ただし、本稿では、便宜上 Atlas に倣って「題名残碑」を二つの碑石として扱い、Atlas, pl. XLIX-1 を「題名残碑 A」、Atlas, pl. XLIX-2 を「題名残碑 B」と区別して表記する。なお、語註 09 に掲載している「題名残碑 B」の録文も、本稿の凡例にしたがって作成している。

03	□	榮禄大夫嶺	榮禄大夫嶺	中奉大夫丁元
04	焉	北行省平章	北行省左丞	中奉大夫□□
05	理	政事倉赤	塔海鐵穆爾	中奉大夫□□□
06	題	銀青榮禄大	資善大夫 ^右 ¹³	中奉大夫參知
07	久	夫嶺北行省平	丞阿忽刺	政事白守忠
08	孰	章政事蛮子		
09	至	光禄大夫嶺		
10	北	北省平章政		
11	記	事蛮子		
12	月 二 十 八 日 建			

恐：Atlas 拓影では確認できない。『和録』は明記せず。「述」字の次の文字が「恐」であることは、98年拓本ではじめて確認できた（【中村報告 2002】）。

10 鳴：Atlas 拓影では確認できない。『和録』は明記せず。「石」字の次の文字が「鳴」であることは、98年拓本ではじめて確認できた（【中村報告 2002】）。なお、「鳴」字の次の文字は裁断されて確認できないが、文意から考えて「呼」や「乎」が続いたものと思われる。

11 この行は『和録』には明記されていない。裁断されて判読できないが、98年拓本で文字の形跡を確認できるため「□」を置いた。

【碑陰】

01 成剛：「題名残碑 A」（『和録』31a-31b、Atlas, pl. XLIX-1）7行目に「承德郎成剛」とあるが、同一人物かどうかは不明。

02 程^恩：松井 1999 は「程充」と読むが、98年拓本では「恩」にみえる。

03 吳^{飛龍}：「龍」字は「能」にもみえる。
□：馬か。

2-5. 現代日本語訳

01 □□□□□□□□□□□□□□...

02 制、辺境の将帥を統率し、敵襲をくじき侮りを防ぐ武臣の風格あり。周辺地域をおそれさせ、[国内]をやすらかにし...

03 かくしてやすらいだ。丙戌（至正 6 年・1346）の秋、光禄大夫・大司農の別□は、...

04 平章政事となり、みずから儉約を実施して嶺北地域を保んじ治め、...

¹³ ^右：6行目・3列目「資善大夫」の次の文字について『和録』は「左」とするが、Atlas 拓影および98年拓本では「右」にみえる。

- 05 皇帝の誕生日や正月一日には、役人たちは彩りあざやかな絹をあつめて
- 06 宮城の装飾とした。風や雪によって色変わりすれば、吏卒（小役人）は負担を加え、人びとは〔とても〕□...
- 07 公（別□）は、そこで役人たちを誡め、板に描いて絹装飾に代用した。〔このように〕費用を節約して人びとを愛しみ、...
- 08 改め導くこと、かくのごとき人物は、じつに公（別□）が最初である。惜しいことに、〔嶺北等処行中書〕省が立てられ...
- 09 名はいまだによく知られてはいない。ひろく公（別□）の行ないや人柄を考え、〔それが〕ほろび（忘れさられ）ないようにする。伯述は、...
- 10 そして〔公（別□）の事績が〕伝わらないことを心配する。謹んで、心を一つに協力した人々の名を順に連ね、これらを石に刻む。嗚〔呼〕...
- 11 □□□□□□□□□□□□□□□□...

むすびにかえて

本稿では、あらためて「大司農保釐朔方記」の録文の作成と釈読を行ない、碑陰を新たに移録することができた。また、本碑の主人公に関して、『和録』の挙げた別兒怯不花以外に、新たに2名の候補者を提示することができた。

このうち一人は、嶺北行省平章政事の在職期間と本碑の「別」字から、別不花と考えられる。康里一族が大司農を歴任する傾向にあることから、別不花が平章政事と大司農の職を兼任することは十分に想定できる。もう一人は、「収糧記」漢文面第7行目みえる「上相光祿大夫平章政事」たる人物で、後続の人名は判読不能であるものの、本碑にみえる年次と「収糧記」立石年との関係から可能性を指摘することができる。さらに、本碑の人物像をふまえると、「別□」が至正7年（1347）に実施された嶺北行省の軍糧調達に関与したことも想定されることから、本碑と「収糧記」との関係についても考慮する必要がある。しかし、原碑が裁断されて碑文の全容を把握できない以上、該当人物に関する判断は慎重にならざるをえない。

すでに報告されているとおり、ピチェース・プロジェクトで再確認された漢文碑文は、14世紀半ばの嶺北行省統治の一端を伝える史料である。嶺北行省の実態については、基本史料となる『元史』にはほとんど記されておらず、その意味でこれら碑文のもつ史料的価値は高い。エルデニ・ゾー碑文をはじめとする諸資料の分析・研究を進めることで、嶺北行省の実態をより具体的に示すことが可能になるであろう。14世紀以降の元朝政府による嶺北経営を裏づけるうえでも、今後の新たな碑石断片の発現に期待したい。

参考史料

- 『金華黄先生文集』元・黄潛撰 景常熟瞿氏上元宗氏日本岩崎氏静嘉堂文庫蔵元刊本 [[四部叢刊初編] 第69冊所収] (上海商務印書館、1967年)
- 『元史』明・宋濂等奉勅撰 中華書局編輯部点校 (中華書局、1976年)
- 『元典章』陳高華等点校 (中華書局、2011年)
- 『黄潛全集』元・黄潛撰 王頌点校 (天津古籍出版社、2008年)
- 『楚辞補注』宋・洪興祖撰 白化文等点校 [中国古典文学基本叢書第18冊] (中華書局、1983)

年)

『文献集』元・黄潛撰 景文淵閣本 [『景印文淵閣四庫全書』第 1209 冊所収] (台湾商務印書館、1983-1986 年)

『毛詩注疏』景嘉慶二十年江西南昌府学開雕本 [『重栞宋本十三經注疏附校勘記』第 2 冊] (芸文印書館、1955 年)

『蒙兀兒史記』清・屠寄撰 景民国二十三年武進屠氏結一宦補刊本 [中国學術名著第 5 輯正史広編第 1 期書第 8 冊] (世界書局、1962 年)

『幽蘭居士東京夢華錄』宋・孟元老撰 上海古典文学出版社編輯部点校 (上海古典文学出版社、1956 年)

『論語注疏』景嘉慶二十年江西南昌府学開雕本 [『重栞宋本十三經注疏附校勘記』第 8 冊] (芸文印書館、1955 年)

『和林金石録』清・李文田撰 清・羅振玉校訂 景遼居雜著本 [『石刻史料新編』第 2 輯第 15 冊所収] (新文豐出版公司、1979 年)

W. W. Radloff , *Atlas der Alterthümer der Mongolei*, 1-4 (Arbeiten der Orchon-Expedition). St. Petersburg, 1892-1899. (*Атласъ древностей Монголии, Труды орхонской экспедиции*, изданный по поручению императорской академии наукъ, В. В. Радловымъ, типография императорской академии наукъ, Санктпетербургъ, 1892-1899.)

参考文献

- 入矢義高・梅原郁 1983 : 『東京夢華錄 — 宋代の都市と生活 —』 (岩波書店、1983 年)
「元代の法制」研究班 2007 : [『元典章 禮部』校定と譯注 (1) — 禮制 1 (朝賀 進表 迎送) —] 『東方學報』京都第 81 冊、pp.137-189
- 松井太 1999 : 「カラコルム關係碑文官職名・人名綜合索引」森安孝夫・オチル 1999、pp. 234-244
- 松井太 2007 : 「和寧郡忠愍公廟碑」『内陸アジア諸言語資料の解説によるモンゴルの都市發展と交通に関する総合研究』 [平成 17 年度～19 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) ニューズレター-01]、pp.24-35
- 松川節 1999 : 「カラコルム關係碑文所在状況」森安孝夫・オチル 1999、pp.232-233
- 松川節・松井太 1999 : 「嶺北省右丞郎中總管収糧記」森安孝夫・オチル 1999、pp. 245-251
- 森安孝夫・オチル 1999 : 森安孝夫・オチル (編) 『モンゴル国現存遺蹟・碑文調査研究報告』 [中央ユーラシア学研究会編『内陸アジア言語の研究』別冊] (朋友書店、1999 年)
- 李治安 2003 : 『元代政治制度研究』 (人民出版社、2003 年)

(たにぐち あや 龍谷大学)